

令和6年(行ウ)第105号(第1事件)、令和8年(行ウ)第198号(第2事件)

第1事件原告 三木一彦 ほか44名

第2事件原告 三木一彦 ほか38名

第1、第2事件被告 国(処分行政庁 国土交通大臣)

証 拠 説 明 書 (5)

令和8年6月19日

東京地方裁判所民事第2部B c 係 御中

被告指定代理人

増 原 英



小 西 俊



桜 井



長 沼 俊



佐々木



高 橋 俊



小 松 輝



矢 澤 一



高 林 剛



六 車 隆



宮 本 宗 実  (代)

号 証	標 目 (作成者)		作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙 2 4	ファクトシート 2 0 2 5 (東海旅客鉄道株式 会社 (J R 東海ホーム ページ))	写し	令和 8. 5. 22 印刷	東海道新幹線の利用状況が、令 和 6 年度には、コロナ禍前とほぼ 同等の水準まで回復していること J R 東海の平成 3 0 年度の旅客 運輸収入が、約 1 兆 3 9 6 6 億円 であったこと
乙 2 5	東海旅客鉄道 (株) 2 0 2 6 年 3 月期決算 短信 (東海旅客鉄道株式 会社 (J R 東海ホーム ページ))	写し	令和 8. 4. 28	J R 東海は、本件事業に係る総 工事費が 1 1 兆円に増加する見通 しであるとしても、工事資金を確 保し、健全経営と安定配当を堅持 できることを確認していること J R 東海の旅客運輸収入は、令 和 6 年度が約 1 兆 4 3 2 5 億円、 令和 7 年度が約 1 兆 5 8 5 4 億円 であったこと